

月令の起原と生活規範

栗原圭介

The Origin of the law of the moon and the norm of life

Keisuke KURIHARA

序 説

月グワツ 舍（凡そ月の屬は、皆月に从ふ。舍は發號なり。号部に曰く、號とは嘯なり。口部に曰く、嘯とは號なり。發號とは、其の號嘯を發して以て、人を使ふなり。是に令と曰ふは、人部に曰く、使とは令なり。

从今月とは今月に从ふ。號嘯とは、招集の月なり。故に、从今月は會意。力正切。古音は十二部。令の音は、リョウ。月令の音はグワツ リョウ。月令とは、十二ヶ月を以て一歳と成すことから、毎月行ふべき政令を五行説を骨格として、數は五行に因ると云ふのは、五行の機能に依り、天地間の活動が營爲していると認識している。

一、月令は孟春の月を以て初めと爲す。

孟春之月、日在營室。昏參中。旦尾中。

鄭玄注に、孟は長なり、日月の行は、一歳に十二會す。聖王は其の會に因りて之を分ちて、以て大數と爲す焉。斗の建つる所を觀るに、其の四時に命ず。此に孟春と云ふ者は、日月の諏訾に會して、而して斗は寅に建つるの辰なり。凡そ昏明中星と記す者は、人爲るの君は南面して天下に聽くに、時候を視て、以て民事を授く。

其日甲乙。

鄭玄注に、乙之言軋なり。日の行は、春は東にて青道従り、萬物を發生す。月之が佐を爲し、時は萬物皆孚甲を解き、自ら抽軋して而して出づ。因りて以て日の名と爲す焉。乙は月の名と爲さざる者は、君の臣功に続ればなり。

其帝大皞。其神句芒。

鄭玄注に、此蒼精之君、木官之臣、古自り以來、德を著し功を立つる者なり。大皞必戲氏なり。句芒少皞氏の子を重と曰ふ。木官爲り。

其蟲鱗。

鄭玄注に、物の孚甲の將に解がんとするに象る。鱗龍蛇の屬。

其音角。

鄭玄注に、樂器の聲を謂ふなり。羽を三分して一を益し、以て角を生ず。角の數は六十四。木に

屬する者は、其の清濁中、民象を以てなり。春の氣和せば則ち角聲調ふ。樂記に曰く、角亂るれば則ち憂ふ。其の民怨む。凡そ聲の尊卑は、象の五行に取る。數多き者は濁、數少き者は清。大なる者は宮に過ぎず。細なる者は羽に過ぎず。

律中大簇。

鄭玄注に、律は氣を候ふの管、銅を以て之を爲る。中は猶ほ應のごときなり。孟春の氣至れば、則ち大簇の律應ず。應とは灰を吹くを謂ふなり。大簇とは、林鍾の生ずる所にして三分して一を益す。律の長さは八寸。凡そ律は空圍九分なり。周語に曰く、大簇は金奏に陽を賛け滯を出だす所以なり。

其數八。

鄭玄注に、數とは、五行にして天地を佐け、物を生じ物を成すの次なり。易に曰く、天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十にして、而して五行は水自り始り、火は之に次ぐ。木は之に次ぐ。金は之に次ぐ。土を後と爲す。木生ずるの數は三。成數は八。但し八と言ふ者は、其の成數を舉ぐ。

其味酸、其臭羶。

鄭玄注に、木の臭味也。凡そ酸羶者、皆屬焉。

其祀戸。祭先脾。

鄭玄注に、春陽氣出づれば、之を戸に祀り陽を内にするなり。祀るの先は脾を祭るとは、春を陽と爲し、中を藏に於てし脾に直る。脾を尊しと爲す。凡そ五祀を廟に祭るに特牲を用ふ。主有り戸有り、皆先づ席を奥に設く。戸に祀るの禮は、南面して主を戸内の西に設く。乃ち脾及び腎を制し俎を爲る。主の北に奠す。又俎の西に設盛し、黍稷を祭り肉を祭り醴を祭る。皆三とす。肉を祭る脾一。腎再。既に祭り之を徹す。更に鼎俎を陳ずる。饌を筵前に設けて戸を迎ふ。略して宗廟を祭るの儀の如くす。

東風解凍、蟄蟲始振、魚上水、獺祭魚、鴻鴈來。

鄭玄注に、皆時候を記すなり。振は動なり。夏小正に、正月啓蟄、魚陟るに氷を負ふ。漢始も亦た驚蟄を以て正月中と爲す。此の時、魚肥美にして、獺は將に之を食はんとす。先づ以て祭るなり。鴈は南方自り來たる。將に北のかた其の居に反らんとす。今の月令は、鴻を皆候と爲すなり。

天子居青陽左个、乘鸞路、駕倉龍、載青旂、衣青衣、服蒼玉、食麥與羊。其器疏以達。

鄭玄注に、皆時氣に順ふ所以なり。青陽は左个。大寢は東堂北偏なり。鸞路は有虞氏の車にして、鸞和の節有りて、而して之を飾るに青を以てするは、其の名を取る耳。春秋には鸞を言ひ、冬夏には色を言ふは、互文なればなり。馬八尺以上を龍と爲す。凡そ服する所の玉は、冠の飾及び佩ぶる所の者の衡璜を謂ふなり。麥の實に孚甲有りて、木に屬す。羊火は畜なり。時尚ほ寒ければ、之を食ひて以て性を安んずるなり。器疏なる者は之を刻鏤して、物の當に土を貫きて而して出づるべきを象るなり。凡そ此の車馬衣服は、皆殷の時代に取る所にして、而して變有り焉。

周の制に非ざるなり。周禮の朝祀戎獵車服は、各々其の事を以てし、四時を以て異と爲さず。又玉藻に曰く、天子は龍袞以て祭り、玄端して而して日に朝する。皮弁して以て日ごとに朝を視るなり。此と皆殊にするなり。

是月也、以立春、先立春三日、大史謁之天子曰、某日立春、成德在木。天子乃齊。

鄭玄注に、大史は禮官の屬にして、歳年を正し、以て事を序するを掌る。謁は告ぐるなり。

立春之日、天子親帥三公九卿、諸侯大夫、以迎春於東郊、還反賞公卿諸侯大夫於朝。

鄭玄注に、春を迎え蒼帝靈威仰を東郊の兆に祭るなり。王居明堂禮に曰く、十五里を出で歳を迎ふは、蓋し殷の禮なり。周の近郊五十里、賞は功德有る者にして、以て之を顯賜する有るなり。朝は大寢門外なり。

命相布德和令、行慶施惠。下及兆民。

鄭玄注省略。

慶賜遂行、母有不當。

鄭玄注省略。

乃命大史、守典奉法、司天日月星辰之行、宿離不貸。毋失經紀。以初爲常。

鄭玄注に、典は六典。法は八法なり。離の讀は、儷偶の儷の如し。宿儷は其の屬、馮相氏・保章氏、天文を掌る者にして相與に宿偶し當に候伺を審らかにし、過差あるを得ざらしむべきを謂ふ。經紀とは天文進退の度數を謂ふ。

是月也、天子乃以元日、祈穀于上帝。

鄭玄注に、上辛を以て天に郊祭するを謂ふ。春秋傳に曰く、夫れ后稷に郊祀するは、以て農事を祈る所以。是の故に啓蟄して郊す。郊して而る後に耕す。上帝は大微の帝なり。

乃擇元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御間、帥三公九卿、諸侯大夫、躬耕帝藉。天子三推。三公五推。卿諸侯九推。

鄭玄注に、元辰は蓋郊後吉辰なり。耒耜の上に曲れる者なり。保介は車の右なり。耒耜を車右と御者との間に置き、己、農を勸むるに農者に非ざるを明らかにするなり。人君の車は、必ず勇士をして甲を衣て、右に居て參乗せ使む。非常に備ふるなり。保は猶ほ衣のごときなり。介は甲なり。帝藉を天神と爲し民力を借るは、治むる所の田なり。

反乃執爵于大寢。三公九卿、諸侯大夫皆御。命日勞酒。是月也、天氣下降、地氣上騰し、天地和同、艸木萌動。王命布農事、命田舍舍東郊。皆修封疆、審端徑術。

鄭玄注に、田とは田畷を謂ふ。農を主るの官なり。東郊に舍るとは、時氣に順ひて居り、以て其の事を命ずるなり。封疆田畷の分職なり。術は周禮に遂に作る。夫の間に遂有り。遂の上に徑有り。遂は小溝なり。歩道を徑と曰ふ。今文尚書に曰く、分ちて義仲に命じ嵎夷に宅らしむ。

善相丘陵阪險原隰、土地所宜、五穀所殖、以教道民、必躬親之。田事既飭、先定準直、農乃不惑。是月也、命樂正、入學習舞。乃修祭典。命祀山林川澤、犧牲毋用牝。禁止伐木。毋覆巢、毋殺孩蟲胎夭飛鳥。毋麇。毋卵。毋聚大衆、毋置城郭。掩骼埋胔。是月也、不可以稱兵。稱兵必有

天殃。兵戎不起。不可從始。孟春行夏令、則雨水不時。艸木蚤落。國時有恐。行秋令、則其民大疫。姦風暴雨總至。藜莠蓬蒿並興。行冬令、則水潦爲敗、雪霜大摯。首種不入。

鄭玄注省略。

以上は孟春之月に關する月令として、想察し得る事象を經注に明記してある。

二、孟春の月に次いで、仲春の月を考察する。

○仲春之月、日在奎。昏弧中。旦建星中。

鄭玄注に、仲は中なり。仲春とは、日月は降婁に會して、而して斗は卯を建つるの辰なり。弧は輿鬼の南に在り。建星は斗の上に在り。

其日甲乙。其帝大皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中夾鍾。其數八。其味酸。其臭羶。其祀戶。祭先脾。

鄭玄注に、夾鍾とは夷則の生ずる所にして三分して一を益す。律の長さ七寸二千一百八十七分寸之千七十五。仲春の氣至れば、則ち夾鍾の律應ず。周語に曰く、夾鍾は四隙之細に出づ。

始雨水。桃始華、倉庚鳴、鷹化爲鳩。子居青陽大廟、乘鸞路、駕倉龍、載青旂、衣青衣、服倉玉、食麥與羊。其器疏以達。是月也、安萌芽、養幼少、存諸孤。擇元日、命民社。

鄭玄注に、社は后土なり。民を使して祀らしむ焉。其の農業を神とするなり。社に祀るに日は甲を用ゆ。

命有司、省圜圉、去桎梏、毋肆掠、止獄訟。

鄭玄注に、陽に順ふは寛なり。雀は減なり。圜圉とは繫者を禁守する所以にして、今の別獄の若し矣。桎梏とは今の械なり。手に在るを梏と曰ひ、足に在るを桎と曰ふ。肆とは死刑の尸を暴すを謂ふなり。周禮に曰く、之を肆すること三日。掠は人を捶治するを謂ふ。

是月也、玄鳥至る。至るの日、大牢を以て高禘を祠る。

天子親往。

鄭玄注に、玄鳥は燕なり。燕は生を施すの時を以て來り、人の堂宇に巢ひて孚乳す。嫁娶の象なり。媒氏の官以て候と爲す。高辛氏の世、玄鳥卵を遺す。娥簡之を呑みて契を生む。後王因りて以て禘官嘉祥と爲す。而して其の祠を立つ焉。媒を變じて禘と言ひ、之を神とす。

后妃帥九嬪御。

鄭玄注に、御とは從ひ往きて祠に侍るを謂ふ。周禮に、天子に后有り。夫人有り。嬪有り。世婦有り。女御有り。獨り九嬪を帥ゆと云ふは、中を擧げて言ふなり。

乃禮天子所御、帶以弓韣、授以弓矢、于高禘之前。

鄭玄注に、天子に御する所とは、今娠有る者を謂ふ。祠に於ける大祝に酒を酌み、高禘之庭に飲み、神惠を以て之を顯かにするなり。帶ぶるに弓韣を以てし、授くるに弓矢を以てす。男を求むるの祥なり。王居明堂禮に曰く、帶ぶるに弓韣を以てし、之を禘下に禮す。其の子は必ず天材を得。

是月也、日夜分、雷乃發聲、始電。蟄蟲咸動、啓戸始出。先雷三日、奮木鐸、以令兆民曰、雷將發聲。有不戒其容止者、生子不備、必有凶災。日夜分則同度量鈞衡石、角斗甬、正權概。

鄭玄注に、晝夜の等しきに因りて、而して當に平らかにすべきを平らかにするなり。丈尺を度と曰ひ、斗斛を量と曰ひ、三十斤を鈞と曰ひ、稱上を衡と曰ひ、百二十斤を石と曰ふ。甬は今の斛なり。稱錘を權と曰ふ。概ね斗斛を平らかにする者なり。

是月也、耕者少舍。乃脩闔扇。寢廟畢備。

鄭玄注に、舍は猶ほ止まるがごときなり。蟄蟲の戸を啓き、耕事少しく聞あるに因りて、而して門戸を治むるなり。木を用ゆるを闔と曰ひ、竹葦を用ゆるを扇と曰ふ。畢は猶ほ皆のごときなり。凡そ廟は前を廟と曰ひ、後を寢と曰ふ。

大事作毋。以妨農事。是月也、毋竭川澤。毋漉陂池。毋焚山林。天子乃鮮羔開冰、先薦寢廟。

鄭玄注に、鮮は當に獻と爲すべし。聲之誤なり。羔を獻ずるを司寒を祭ると謂ふなり。司寒を祭りて氷を出だし、宗廟に薦め、乃ち後に之を賦す。春秋傳に曰く、古者日が北陸に在りて氷を藏す。西陸朝廟觀にして之を出だす。其の氷を藏するや、涇山窮谷、固陰沍寒、是に於いてか之を取り、其の之を出だすや、朝の祿位、賓食喪祭、是に於てか之を用ゆ。其の之を藏するや、黑牡秬黍、以て司寒に饗す。其の之を出だすや、桃弧棘矢、以て其の災を除く。其の出入する時、食肉の祿、氷皆與みす焉。大夫命婦も喪浴に氷を用ふ。司寒を祭りて而して之を藏す。羔を獻じて而して之を啓く。公始めて之を用ふ。火出でて畢り賦す。命夫命婦自り老疾に至るまで、氷を受け不るは無し。

上丁命樂正、習舞釋菜。天子乃帥三公九卿、諸侯大夫、親往視之。仲丁又命樂正、入學習樂。是月也、祀不用犧牲。用圭璧更皮幣。仲春行秋令、則其國大水。寒氣總至。寇戎來征。行冬令、則陽氣不勝。麥乃不熟。民多相掠。行夏令、則國乃大旱。煖氣早來、蟲螟爲害。

○季春之月、日在胃。昏七星中。旦牽牛中。其日甲乙、其帝大皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中姑洗。其數八。其味酸。其臭羶。其祀戶。祭先脾。

鄭玄注に、姑洗とは、南呂の生ずる所なり。三分して一を益す。律の長さ七寸九分寸の一。季春の氣至れば、則ち姑洗の律應ず。周語に曰く、姑洗は百物を脩絜し、神を考え賓を納むる所以。

桐始華、田鼠化爲鴛、虹始見、萍始生。

鄭玄注に、皆時候を記すなり。鴛母無し。蟬蛻は之虹を謂ふ。萍萍なり。其の大なる者を蘋と曰ふ。

天子居青陽右个。乘鸞路、駕倉龍、載青旂、衣青衣、服倉玉、食麥與羊、其器疏以達。是月也、天子乃薦鞠衣于先帝。

鄭玄注に、鸞を將はんと爲す。福祥の助けを求むるなり。鞠衣は黃桑の服。先帝は大皞の屬。

命舟牧、覆舟。五覆五反。乃告舟備具于天子焉。天子始乘舟。薦鮪于寢廟。乃爲麥祈實。

鄭玄注に、含秀に於てするは、其の成るを求むるなり。祈る所と言はざるは、寢廟を承ること知

るべし。

是月也、生氣方盛、陽氣發泄、句者畢出、萌者盡達。不可以內。天子布德行惠、命有司、發倉廩、賜貧窮、振乏絕。開府庫、出弊帛、周天下、勉諸侯、聘名士、禮賢者。

是月也、命司空曰、時雨將降、下水上騰。循行國邑、周視原野、修利隄防、道達溝瀆、開通道路、毋有障塞。

鄭玄注に、廣平を原と曰ふ。國也。邑也。平野也。溝瀆と道路、皆通ぜざるを得ず。水潦を除き、民事に便ならしむる所以なり。古者は溝上に路有り。

田獵置罟、羅罔畢翳。餒獸之藥。毋出九門。

鄭玄注に、鳥獸方に孚乳し、之を傷るは天の時に逆ふと爲すなり。獸罟を置罟と曰ふ。鳥罟を羅罔と曰ふ。小にして柄長きを之を畢翳と謂ふ。射る者は自ら隱るる所以なり。凡そ諸罟及び毒藥は、其の九門を出づるを禁ず。其の常に有り、此の時は用ひるを得ざるを明らかにする耳。天子の九門なる者は、路門なり。應門なり。雉門なり。庫門なり。臯門なり。城門なり。近郊門なり。遠郊門なり。關門なり。今月令に罟無し。翳は或は弋に爲る。

是月也、命野虞、無伐桑柘。

鄭玄注に、蠶食を愛くしむなり。野虞とは、田及び山林を主るの官を謂ふ。

鳴鳩拂其羽の戴勝降于桑。

鄭玄注に、蠶の將に生まんとするの候なり。鳴鳩の飛び且つ翼を相ひ撃つは、農を趨すの急なり。戴勝は織紵の鳥なれば、是の時恆に桑に在れば、降ると言ふ者は、時に始めて天自り來たる若くして、之を重んずるなり。

具曲植簠簋、

鄭玄注に、皆蠶を養ふ所以の器なり。曲は精しく悉さに簠（領）どる。植は槌（椎で物をたたいて植えつける。）

后妃齊戒、親東鄉、躬桑。禁婦女、毋觀。省婦使、以勸蠶事。

鄭玄注に、后妃親ら桑を採り、天下に帥先するを示すなり。東郷とは時氣に郷ふなり。是れ其の常に留りて蠶を養はざるを明らかにするなり。留養とは、卜する所の夫人は世婦と與にす。婦とは世婦及び諸臣の妻を謂ふなり。内宰職に曰く、仲春に后に詔し、外内の命婦を帥ひて、始めて北郊に蠶す。女とは外内の子女なり。夏小正に曰く、妾子始めて蠶し、宮事を執養するに、觀（ミエ・カタチ）する勿れ。容飾を去るなり。婦使縫線組紉の事なり。

蠶事既登。分繭稱絲。效功以共郊廟之服。無有敢惰。

鄭玄注に、登は成なり。往きて蠶する者に敕す。蠶畢り將に功を課せんとす。以て之を觀戒す。

是月也、命工師、令百工、審五庫之量、金鐵。皮革筋。角齒。羽箭幹。脂膠丹漆。毋或不良。

鄭玄注に、工師は司空の屬官なり。五庫に此の諸物を藏するの舍なり。量とは物の善惡の舊法を謂ふなり。幹器の木なり。凡そ輶幹には當に脂を用ふべき者有り。良は善なり。

百工咸理、監工日號、毋悖于時。毋或作爲淫巧、以蕩上心。

鄭玄注に、咸は皆なり。百工皆、其の事を理治するの時に於て、工師は則ち之を監す。日號令し、之を戒むること此の二事を以てするなり。悖は猶ほ逆のごときなり。百工は皆其の事を理治するの時に於いて、工師は則ち之を監し、日ごとに之を號令し、之を戒むるに此の二事を以てするなり。悖は猶ほ逆のごときなり。百工は器物を作る。各々時有りて之に逆えば善からず。時とは弓人は春は角を液し、夏は筋を治め、秋は二材を合はせ、冬は體を定むるの屬の若きなり。淫巧とは、僞飾とは法の如くならざるを謂ふなり。蕩とは之を動かし奢泰を生ぜ使むるを謂ふなり。今月令には于時無し。作爲とは詐僞を爲すなり。

是月之末、擇吉日、大合樂。天子乃帥三公九卿、諸侯大夫、親から往視之。

鄭玄注に、大合樂とは、陽を助け物を達せしめ、天下を風化せしむるなり。其の禮は亡ぶ。今天子は大射を以てす。羣國は鄉射禮を以て之に代ふ。

是月也、乃合累牛騰馬。遊牝于牧。

鄭玄注に、累騰は皆乘は皆乘匹の名なり。是の月に合する所の牛馬とは、繋れて厩に在る者を謂ふ。其の牝は遊ばんと欲すれば、則ち牧の牡に就けて而して之に合す。

犧牲駒犢、舉書其數。

鄭玄注に、牧に在るを以て而して數を校べて之を書す。出づる時に他の故無きを明らかにす。秋に至り當に録内なるべし。且つ以て生息の多少を知るなり。

命國難九門、磔攘以畢春氣。

鄭玄注に、此の難（オニヤラヒ）は陰氣を難（コバム）なり。陰塞は此に至るも止まず。害は將に人に及ばんとす。人に及ぶ所以の者は、陰氣は右行す。此の月中、日の行は昴を歷（あまねく）す。昴に大陵積尸の氣有り。氣佚すれば則ち厲鬼隨ひて出で行き、方相氏に命じ、百隸を帥ゐて室を索し疫を馭かり、以て之を逐ふ。又牲を磔し以て四方の神攘ふ。春氣を畢（コトゴトク・アマサズ）る。而して其の災を除止するなり。王居明堂禮に曰く、季春に疫を郊に出だし、以て春氣を攘ふ。

季春行冬令、則寒氣時發、草木皆肅。

鄭玄注に、丑の氣之に乗ずるなり。肅むとは枝葉縮栗するを謂ふなり。

國有大恐。

鄭玄注に、水訛を以て相驚くなり。

行夏令、則民多疾疫。時雨不降。

鄭玄注に、未の氣、之に乗ずるなり。六月は直鬼に宿る。鬼は天戸と爲る。時に又大暑有るなり。

山陵不收。

鄭玄注に、高き者は熱に嘆くなり。

行秋令、則天多沈陰。淫雨蚤降。

鄭玄注に、戌の氣、之に乗ずるなり。九月は陰多し、淫は霖なり。雨三日以上を霖と爲す。今の

月令は衆雨と曰ふ。

兵革並起。

鄭玄注に、陰氣勝るなり。

○孟夏之月、日在畢。昏翼中、旦婺女中。

鄭玄注に、孟夏とは、日月の實沈に會す。而して斗は巳に建つるの辰。

其日丙丁。

鄭玄注に、丙の言たる炳なり。日の行は、夏は南にあり赤道に従ひ萬物を長育し、月之が佐けを爲す。時に萬物皆炳然たり。著見して而して強大なり。又因りて以て日の名を爲す焉。易に曰く、齊乎巽、相見乎離。とある。周易卷十八、說卦。第五章に、帝出乎震、齊乎巽。相見乎離。とある。

其帝炎帝。其神祝融。

鄭玄注に、此れ赤精の君、火官の臣、古自り以來、徳を著く功を立つる者なり。炎帝は大庭氏なり。祝融は顓頊氏の子にして黎と曰ふ。火官爲り。

其蟲羽。

鄭玄注に、物に象り風に従ひて葉を鼓する。飛鳥の屬なり。

其音徵。

鄭玄注に、宮を三分して一を去り、以て徵を生ず。徵の數は五十四。火に屬する者は、其の微清、事の象を以てなり。夏氣和するときは則ち徵聲調ふ。樂記に曰く、徵亂るれば則ち哀し。其の事勤む。

律中中呂。

鄭玄注に、孟夏の氣至れば、則ち中呂の律應ず。中呂とは無射の生ずる所、三分して一を益す。律の長さ六寸萬九千六百八十三分寸之萬二千九百七十四。周語に曰く、中呂は中氣を宣す。

其數七

鄭玄注に、火の生ずる數は二。成數は七。但し七と言ふ者も亦た其の成數を擧ぐ。

其味苦、其臭焦。

鄭玄注に、火の臭味や、凡そ苦焦なる者皆屬す焉。

其祀竈。祭先肺。

鄭玄注に、夏陽の氣は熱を外に盛りにす。之を竈に祀るに、熱の類に従ふなり。之を祀るに先づ肺を祭る者は、陽位は上に在り。肺も亦た上に在るは、肺を尊と爲すなり。竈は廟門外の東に在り。竈を祠るの禮は、先づ門の奥に席し、東面に主を竈陁を設く。乃ち肺及び心肝を制し俎を爲り、主の西に奠す。又盛を俎の南に設くるも、亦た黍を祭ること三たびす。肺・心・肝を祭ること各一とす。醴を祭ること二。亦た既に祭り之を徹す。更に鼎俎を陳ね、饌を筵前に設け戸を迎

ふは、戸を祀るの禮の如し。

螻蛄鳴、蚯蚓出、王瓜生、苦菜秀。

鄭玄注に、皆時候を記すなり。螻蛄は蛙なり。王瓜葦挈なり。今月令に云ふ。王荳生ず。夏小正に云ふ。王荳秀づ。未だ孰れが是なるかを聞かず。

天子居明堂左个、乘朱路、駕赤駟、載赤旂、衣朱衣、服赤玉、食菽與雞。其器高以粗。

鄭玄注に、明堂左个大寢は南堂の東偏なり。菽實孚甲堅合は水に屬す。雞は水畜。時熟ければ之を食ふ。亦た以て性を安んずるなり。粗は猶ほ大のごときなり。器高大なる者は、物の盛長に象るなり。

是月也、以立夏、先立夏三日、大史謁之天子曰、某日立夏、盛徳在火。天子乃齊。

立夏之日、天子親帥三公九卿丈夫、以迎夏於南郊。還反行賞、封諸侯、慶賜遂行、無不欣説。

鄭玄注に、夏を迎ふるに赤帝赤熛怒を南郊の兆に祭るなり。諸侯を帥ゆと言はずして、而して諸侯を封ずと云ふ。諸侯時に或は京師に在る者無し。其の文は空なしくするなり。祭統に曰く、古者の禘に於けるや、爵を發して服を賜ふは、陽の義に順ふなり。嘗に於けるや、田邑に出でて、秋政に發するは、陰の義に順ふなり。今此に賞を行ふは可なり。而るに諸侯を封ずるは、則ち古に違ふなり。土地を出づるの事は、時に於て未だ可ならず。之を失ふに似たり。

乃命樂師、習合禮樂。命大尉、贊桀俊、遂賢良、舉長大。

鄭玄の注に、氣を助長するなり。贊は猶ほ出だすがごときなり。三王の官は司馬有りて大尉無し。秦官は則ち大尉有り。今俗人皆云ふ。周公月令を作ると。未だ古に通ぜず。

行爵出祿、必當其位。是月也、繼長增高。毋有先時。命司徒、巡行縣鄙、命農勉作。毋休于都。

鄭玄注に、農に趨くに急なり。縣鄙鄉遂の屬。民を主とする者なり。王居明堂禮に曰く、國に宿る母水。今の月令は休を伏と爲す。

是月也、驅獸毋害五穀。毋大田獵。農乃登麥。天子乃以彘嘗麥、先薦寢廟。

鄭玄注に、登は進也。麥の新なるは、氣尤も盛んなり。彘を以て之を食すれば、其の熱を散ずるなり。彘は水畜なり。

是月也、聚畜百藥。靡艸死、麥秋至。斷薄刑、決小罪。

鄭玄注に、舊説に云ふ、靡草薺亭歷の屬なり。祭統に曰く、草艾は則ち墨とは、立秋後を謂ふなり。刑は墨より輕き者無し。今は純陽の月を以て、刑を斷じ罪を決す。壞墮有ること母きと自ら相違ふ。非に似たり。

出輕繫。蠶事畢、后妃獻繭。乃收繭稅、以桑爲均。貴賤長幼如一。以給郊廟之服。

鄭玄注に、后妃繭を獻ずる者は、内命婦が繭を后妃に獻ず。繭稅を收むるとは、外命婦に收む。外命婦は公桑蠶室に就いて蠶すと雖も、其の夫も亦た當に祭服有りて以て祭を助く當し。收むとは近郊の稅を以てする耳。貴賤長幼一の如し。國の服も同じ。

是月也、天子飲酎、用禮樂。

鄭玄注に、酎の言たる醇なり。重釀の酒を謂ふなり。春酒此に至りて始めて成る。羣臣とともに禮樂を以て、之を朝に飲す。尊卑を正すなり。孟冬に云ふ。大飲蒸とは、此に禮樂を用ふるを言ふ。其の文を互にす。

○孟夏行秋令、則苦雨數來、五穀不滋。

鄭玄注に、申の氣が之に乗ずるなり。苦雨は白露の類なり。時物は雨を得て傷なふ。

四鄙入保。

鄭玄注に、金の氣が害を爲すなり。鄙界ひな・いなか。上邑は上の部に入るいなか。小城を保と曰ふ。

行冬令、則艸木蚤枯。

鄭玄注に、長日促す。

後乃大水。敗其城郭。

鄭玄注に、亥の氣、之に乗ずるなり。

行春令、則蝗蟲爲災、暴風來格。

鄭玄注に、寅之氣、之に乗ずるなり、必ず蝗蟲を以て災を爲す者は、寅に啓蟄の氣有り。初暑に行ふは、則ち蟄に當る者大いに出づ矣。格は至るなり。

秀艸不實。

鄭玄注に、春氣更に之を生ずるも、成るを得ず。

○仲夏之月、日在東井。昏亢中、旦危中。

鄭玄注に、仲夏とは、日月の鶉首に會し、而して斗の午に建つるの辰なり。

其日丙丁。其帝炎帝。其神祝融。其蟲羽。其音徵。律中蕤賓。其數七。其味苦。其臭焦。其祀竈。祭先肺。

鄭玄注に、蕤賓者、應鍾の生ずる所、三分して一を益す。律の長さ六寸八十一分寸の二十六。仲夏の氣至れば、則ち蕤賓の律應ず。周語に曰く、蕤賓は神人を安靜し、獻酬交酢する所以なり。

小暑至、螳螂生、鵲始鳴、反舌無聲。

鄭玄注に、皆時候を記すなり。螳螂は螳螂の母なり。鵲は博勞なり、反舌は百舌鳥なり。

天子居明堂大廟。乘朱路、駕赤駟、載赤旂、衣朱衣、服赤玉、食菽與雞。其器高以粗。

鄭玄注に、明堂大廟は南堂の大室に當る者なり。

養壯佼。是月也、命樂師、脩鞀・鞀・鼓、均琴・瑟・管・簫、執干・戚・戈・羽、調竽・竽・笙・箏・簧、飭鍾・磬・祝・敵。

鄭玄注に、將に雩帝を大ならんと爲し樂を習ふなり。脩・均・執・調・飭とは、其の器物を治め、其の事を習ふの言なり。

命有司、爲民祈祀山川百源。大雩帝、用盛樂。乃命百縣、雩祀百辟卿士、有益於民者、以祈穀實。

鄭玄注に、陽氣盛んにして常旱す。山川百源、能く雲雨を興す者なり。衆水始めに出だす所を百

源と爲す。必ず先づ其の本を祭り乃ち雩す。雩は吁嗟、雨を求むるの祭なり。帝に雩すとは、壇を南郊の旁に爲り、五の帝に雩し、配するに先帝を以てするなり。鞞鞞自り祝敵に至るまで皆作るを盛樂と曰ふ。凡そ他雩には歌舞を用ゐるのみ。百辟卿士、古者は上公以下、句龍・后稷の若きの類なり。春秋傳に曰く、龍見えて雩す。雩の正は、當に四月を以てすべし。凡そ周の秋三月の中にして旱す。亦雩の禮を修め以て雨を求む。因りて正雩を此の月に著る。之を失す矣。天子は上帝に雩す。諸侯以下は上公に雩す。周は冬及び春夏に旱すと雖も、禮に禱有りて雩無し。

農乃登黍。

鄭玄注に、登は進むなり。

是月也、天子乃以雛嘗黍、羞以含桃、先薦寢廟。

鄭玄注に、此は雛を以て黍を嘗め、羞むるに含桃を以てし、先づ寢廟に薦む。

鄭玄注に、此は雛を嘗むるなり。而るに雛を以て黍を嘗むと云ふは、牲を以て穀を主とせざるなり。必ず黍を以てする者は、黍は火穀なれば、氣の主なり。含桃は今之を櫻桃と謂ふなり。

令民毋艾藍以染。

鄭玄注に、長氣を傷ると爲すなり。此の月の藍は始めて別つ可し。夏小正に曰く、五月に灌藍蓼は啓く。

毋燒灰。

鄭玄注に、火氣を傷ると爲すなり。火の氣は是に於て盛りと爲す。火の滅する者は、灰と爲る。

毋暴布。門閭毋閉。關市毋索。挺重囚、益其食。游牝別羣、則繫騰駒。班馬政。

鄭玄注に、陰功を以て太陽の事を干さず。陽敷縦に順ひ、物を難くせず。挺は猶ほ寛のごときなり。孕妊を之れ止めんと欲するなり。其の壯氣餘有り、相蹄齧するなり。馬政とは馬を養ふの政教を謂ふなり。度人職に曰く、十有二閑の政教を掌り、以て馬を阜んにし、特を佚んず。駢を教へ駒を攻む。此れの謂ひなり。

是月也、日長至。陰陽爭、死生分。君子齊戒、處必掩身毋躁。

鄭玄注に、爭ふ者は、陽方に盛んにして、陰起たんと欲す。分は猶ほ半ばのごときなり。進は猶ほ御見のごときなり。聲は樂を謂ふなり。易及び樂春秋說に云ふ。夏至に人は主に羣臣と、八能の士に従ひ樂を作すこと五日。今は之を止む。其の道に非ざるなり。

薄滋味、毋致和。節嗜欲、定心氣。百官靜事、以定晏陰之所成。鹿角解、蟬始鳴、半夏生、莖榮。

鄭玄注に、其の氣異なると爲す。此時人を傷つく。微陰もて精を扶く。罪罰の事は、以て聞く可からず。晏は安なり。陰は安と稱す。又時候を記すなり。半夏（夏至から後十一日に當る日。凡そ七月一二日頃。田植の終期とす。）半夏藥草。木董王蒸なり。

是月也、毋用火南方。可以居高明、可以遠眺望、可以升山陵、可以處臺榭。

鄭玄注に、陽氣盛なり。又火を其の方に用ふれば、微陰を害するなり。

可以居高明、可以遠眺望、可以升山陵、可以處臺榭。

鄭玄注に、陽の上に在るに順ふなり。高明とは樓觀を謂ふなり。闇有る者、之を臺と謂ふ。木有る者、之を榭と謂ふ。

仲夏行冬令、則雹凍傷穀。道路不通。暴兵來至。行春令、則五穀晚熟、百螽時起、其國乃餓。鄭玄注に、子之氣之に乗ずるなり。陽に雨と爲る。陰に起き之に脅かさる。凝に雹と爲す。盜賊攻め劫やかす。亦た雹の類なり。卯の氣之に乗ずるなり。生きる日長し。螽蝗の屬なり。百と言ふ者は、衆類並びに害を爲すを明らかにす。

行秋令、則艸木零落、果實早成、民殃於疫。

鄭玄注に、酉の氣、之に乗ずるなり。八月宿して昴畢に直る。天獄と爲り、殺を主る。生日短し。大陵の氣來たりて害を爲すなり。

○季夏之月、日在柳。昏火中、旦奎中。其日丙丁、其帝炎帝。其神祝融。其蟲羽。其音徵。律中林鍾。其數七。其味苦。其臭焦。其祀竈。祭先肺。

鄭玄注に、季夏とは、日月の鶉火に會し、而して斗は未を建つるの辰なり。林鍾とは黃鍾の生ずる所にして、三分して一を去り、律の長さ六寸なり。季夏の氣至れば、則ち林鍾の律應ず。周語に曰く、林鍾に展百物と和せば、任肅純恪せざる莫から俾む。

溫風始至、蟋蟀居壁、鷹乃學習、腐艸爲螢。

鄭玄注に、皆時候を記すなり。鷹學習とは、攫搏するを習ふを謂ふなり。夏小正に曰く、六月に鷹始めて摯る。螢飛ぶ蟲とは螢火なり。

天子居明堂右个、乘朱路、駕赤駟載赤旂、衣朱衣、服赤王、食菽與雞。其器高以粗。命漁師、伐蛟取鼃、登龜、取鼃。

鄭玄注に、明堂は右个。南堂は、西に偏るなり。四者は甲類なり。秋は乃ち堅成なり。周禮に曰く、秋は龜魚を獻す。又曰く、凡そ龜を取るは、秋時を用ふ。是れ夏の秋なり。月令を作る者は、以爲らく、此の秋は、周の時に據るなり。周の八月、夏の六月、因りて此に書す。誤るに似たり。蛟は伐つを言ふ者は、其の兵衛有るを以てなり。龜は登ると言ふ者は、之を尊ぶなり。鼃鼃とは取るを言ふ。鼃物は賤なり。鼃皮は又以て鼓を冒す可し。今の月令には漁師を榜人に作る。

命澤人、納材葦。

鄭玄注に、蒲葦の屬、此の時柔綬に、取りて器物を作る可し。

是月也、命四監、大合百縣之秩芻、以養犧牲。令民無不咸出其力。

鄭玄注に、四監は山林川澤の官を主る。百縣鄉遂の屬にして、地に山林川澤有する者なり。秩は常なり。百縣は國の犧牲を養ふの芻を給す。多少は常有り。民は皆當に力を出だし爲に之を艾ふべし。今の月令には四たび田を爲るとある。

以共皇天上帝、名山大川、四方之神、以祠宗廟社稷之靈、以爲民祈福。

鄭玄注に、牲以て神靈に供祠し、民の爲に福を求む。民をして芻を艾はしめ、是れ虞取せざるを明らかにするなり。皇天の北辰は耀く魄の寶なり。冬至には圓丘に祭る所なり。上帝は大微五帝

なり。

是月也、命婦官、染采黼黻文章。必以法故、無或差貸。黑黃倉赤。莫不質良、毋敢詐僞。以給郊廟祭祀之服、以爲旗章、以別貴賤等給之度。

鄭玄注に、婦官は染人なり。采五色。質は正なり。良は善なり。用染する所の者は、當に眞采正善を得當きなり。旗章旌旗及び章識なり。

是月也、樹木方盛。乃命虞人、入山行木、毋有斬伐。不可以興土功。不可以合諸侯。不可以起兵動衆。毋舉大事。以搖養氣。毋發令而待、以妨神農之事也。

鄭玄注に、其の未だ堅紬ならずと爲すなり。土は將に事を用ゐんとす。氣は靜ならんと欲す。大事は徭役を興し以て爲す有りとす。令を發して而して待つ。徭役の令を出だし、以て預め民を驚かすを謂ふなり。民驚けば則ち心動く。是れ土神の氣を害す。土神稱して神農と曰ふ者は、稼穡を主るを以てなり。

水潦盛昌、神農將持功。以舉大事、則有天殃。

鄭玄注に、言ふところは、土は天の雨澤を受け、安靜にして物を養ふを以て功と爲す。之に動くときは則ち害を致すなり。孝經說に曰く、地は順にして澤を受く。謙虛にして開帳し、泉を含み萌に任じ、物を滋くして中に歸せしむ。

是月也、土潤溽暑。大雨時行。燒薙行水、利以殺艸、如以熱湯。可以糞田疇、可以美土疆。

鄭玄注に、潤溽は塗溼を謂ふなり。薙は地に迫り艸を芟るを謂ふなり。此れ萊地を稼がんと欲して、先づ其の艸を薙ぎ、艸の乾けば之を燒く。此の月に至り、大雨流れ、水潦（ニハタヅミ）其の中に畜ば、則ち艸は死し復とは生ぜず。而して地は美にして稼ぐ可きなり。薙人は草を殺（コロス・ケス・ソグ・スミヤカの訓がある。樂記第十九に、○樂者音之所由生也。其本在人心之感於物也。其哀心感ずる者は、其の聲は嚆にして以て殺なり。とある。に依れば、殺には、薙人の職として、其の動作の情況として、スミヤカの訓が、人心の物に感ずる意を示してある。）するを掌る。職に曰く、夏日至にして、而して之を薙（ナグ）。又曰く、如し其の化を欲するとは、則ち水火を以て之を變ず。土の潤溽なるときは、膏澤にして行ひ易きなり。糞美とは互文なる耳。土疆とは強桮の地なり。

○季夏行春令、則穀實鮮落、國多風欸、民乃遷徙。

鄭玄注に、辰の氣、之に乗ずるなり。未巽に屬す。辰又巽位に在り。二氣相亂れ害を爲す。風の移動を轉ずるに象る。

行秋令、則丘隰水潦。禾稼不熟。乃多女災。行冬令、則風寒不時。鷹隼蚤鷺。四畝入保。

鄭玄注に、戌之氣、之に乗ずるなり。九月宿は奎に直る。奎は溝瀆と爲る。溝瀆は此の月の大雨と并す。而して高下皆水。水に傷つくなり。含任の類敗るるなり。丑の氣之に乗ずるなり。疾厲の氣を得るなり。鳥雀の走竄に象るなり。都邑の城を保と曰ふ。

○中央土。其日戊己。

鄭玄注に、火休して而して盛徳は土に在るなり。戊の言たる茂なり。己の言たる起なり。日の四

時の間を行くに、黃道に従ひ、月は之れが佐を爲す。此に至り萬物皆枝葉茂盛なり。其の含秀なる者は、皆抑屈して而して起る。故に因りて以て日の名と爲す焉。

其帝黃帝。其神后土。其蟲倮。其音宮。律中黃鍾之宮。其數五。其味甘。其臭香。其祀中霤。祭先心。

鄭玄注に、此れ黃精の君は、土官の神なり。古自り以來、德を著（功を立つる者なり。黃帝軒轅氏なり。后土も亦た顓頊氏の子を黎と曰ふ。兼ねて土官を爲む。物の露見して隱藏せざるに象る。虎豹の屬にして、恆に淺毛なる者なり。聲は宮に始まる。宮の數は八十一。土に屬する者は、其の最も濁にして、君の象を以てなり。季夏の氣和すれば、則ち宮聲調ふ。樂記に曰く、宮亂るときは則ち荒む。其の君驕る。黃鍾の宮は、律最も長きなり。十二律轉じ相生じ、五聲具はり、六十に終る焉。季夏の氣至れば則ち黃鍾の宮應ず。禮運に曰く、五聲六律十二管にして、還た宮を相爲す。土の生ずる數は五。成數は十。但し五と云ふ者は、土は生を以て本と爲す。土の臭味なり。凡そ甘香なる者は皆之に屬す。中霤は猶ほ中室のごときなり。土は中央を主りて、而して神は室に在り。古者は複穴。是を以て室に名づけて霤と爲す。之を祀るに先づ心を祭ると云ふ者は、五藏の次は、心は肺に次く。此に至りて心を尊しと爲すなり。中霤を祀るの禮は、主を牖下に設く。乃ち心及び肺肝を制して俎を爲る。其の祭は肉・心・肺・肝各一、其の他皆戸を祀るの禮の如し。

天子居大廟大室、乘大路、駕黃駟、載黃旂、衣黃衣、服黃玉、食稷與牛。其器圖以閔。

鄭玄注に、大廟は大室の中央の室なり。大路は殷の路なり。車は殷路の制の如くして、而して、之に飾るに黃を以てす。稷は五穀の長なり。牛は土畜なり。器圖とは、土は四時を周帀するに象る。閔の讀は紼の如くす。紼とは中寬を謂ふ。土の物を含むに象る。

○孟秋之月、日在翼、昏建星中、旦畢中。其日庚辛。其帝少皞。其神蓐收。其蟲毛。

鄭玄注に、孟秋者、日月の鶉尾に會して、而して斗が申に建つるの辰なり。庚の言たる更なり。辛の言たる新なり。日の行は、秋は西より白道に従ひて、萬物を成熟す。月は之が佐を爲す。萬物は皆肅然として改更し、秀實にして新たに成る。又因りて以て日名と爲す焉。此れ白精の君、金官の臣にして、古自り以來、德を著し功を立つる者なり。少皞金天氏は、蓐收少皞氏の子にして、該と曰ふ。金官と爲る。物の應に涼氣に應ふべくして寒さに備ふるに象る。狐貉の屬にして旃毛を生ずるなり。

其音商。律中夷則。其數九。其味辛。其臭腥。其祀門。祭先肝。

鄭玄注に、徵を三分して一を益す。以て商を生ず。商の數は七十二。金に屬する者は、其の濁は官に次ぐは、臣の象を以てなり。秋氣和せば、則ち商聲調ふ。樂記に曰く、商亂るれば則ち陂むく。其の官壞れる。孟秋の氣至れば、則ち夷則の律應ず。夷則とは大呂の生ずる所なり。三分して一を去る。律の長さ五寸七百二十九分寸之四百五十一。周語に曰く、夷則是九則を詠歌し、民を平らかにし貳無き所以なり。金の生數は四。成數は九。但し九と言ふ者も亦た其の成數を舉ぐ。金の臭味なり。凡そ辛腥なる者は、皆焉に屬す。秋陰の氣出づるときは、之を門外陰に祀る

なり。之を祀るに先づ肝を祭る者は、秋を陰と爲す。中を藏に於て肝を直すは、肝を尊と爲すなり。門に祀るの禮は、北面して主を門の左樞に設く。乃ち肝及び肺・心を制して俎を爲り、主の南に奠す。又盛（モリモノ）を俎の東に設く。其の他は皆竈を祭るの禮の如し。

涼風至、白露降、寒蟬鳴、鷹乃祭鳥。用始行戩。

鄭玄注に、皆時候を記すなり。寒蟬は寒颯。蜩（ツクツクボフシ）を謂ふなり。鷹は鳥を祭るとは、將に之を食はんとし、先有るを示すなり。既に祭るの後、其の鳥を殺し、必ずしも盡くは食はずとは、人君の刑を行ひ之を戮（ハヅカシメ・突き敲く）

天子居總章左个、乘戎路、駕白駱載白旂、衣白衣、服白玉、食麻與犬。其器廉以淒。

鄭玄注に、總章の左个、大寢西堂南偏にして戎路の兵車なり。制は周の革路の如し。而して之に飾るに白を以てし、白馬黑鬣（レフ・タテガミ）を駱と曰ふ。麻實に文理有りて金に屬す。犬は金畜なり。器は廉にして以て深くして、金傷害し物入りて藏るるに象る。

是月也、以立秋、先立秋三日、太子謁之天子曰、某日立秋、盛德在金、天子乃齊、立秋之日、天子親帥三公九卿、諸侯大夫、以迎秋於西郊。罍反賞軍帥武人於朝。

鄭玄注に、謁は告なり。秋を迎ふる者は、白帝白招拒を西郊の兆に祭るなり。軍帥諸將なり。武人は環人の屬にして、勇力有る者を謂ふ。

天子乃命將帥、選士厲兵、簡練桀俊、專任有功、以征不義。詰誅暴慢、以明好惡、順彼遠方。

鄭玄注に、征の言たる正なり。伐なり。詰は其の罪を問ひ之を窮治するを謂ふなり。

是月也、命有司、脩法制、繕囹圄、具桎梏、禁止姦、愼罪邪、務搏執。命理瞻傷察創視折。審斷決獄訟、必端平。戮有罪、嚴斷刑。天地始肅。不可以羸。

鄭玄注に、秋氣に順ひて政は嚴を尙ぶ。理にして獄官を治むるなり。有虞氏は士と曰ひ、夏は大理と曰ひ、周は大司寇と曰ふ。創の淺き者を傷と曰ふ。端は猶ほ正のごときなり。肅は嚴急の言ひなり。羸は猶ほ解のごときなり。

是月也、農乃登穀。天子嘗新、先薦寢廟。命百官、始收斂。完隄防、謹壅塞、以備水潦。脩宮室、坏牆垣、補城郭。

鄭玄注に、黍稷の屬、是に於てか始めて熟す。秋氣に順ひ、物を收斂す。備ふとは八月に備ふるなり。八月に宿は畢に直る。畢は雨に好し。秋收斂するは、物の當に藏すべきに象るなり。

是月也、毋以封諸侯、立大官。毋以割地、行大使、出代幣。

鄭玄注に、古は嘗に於て田邑を出だす。此れ其の月なり。而して諸侯を封じ地を割くを禁ず。其の義を失ふなり。

孟秋行冬令、則陰氣大勝。介蟲敗穀、戎兵乃來。

鄭玄注に、亥の氣、之に乗ずるなり。介は申なり。甲蟲は冬に屬す。穀を敗る者は、稻解の屬なり。十月の宿は營室に直たる。營室の氣は害を爲すなり。營室は武事を主る。

行春令、則其國乃旱、陽氣復還、五穀無實。行夏令、則國多火災。寒熱不節。民多瘡疾。

鄭玄注に、寅の氣が之に乗ずるなり。雲雨は風を以て除くなり。陽氣能く生ずるも、而れども成

す能はざるなり。巳の氣、之に乗ずるなり。瘡疾寒熱の爲す所なり。今月令に瘡疫を疾疫に爲る。

○仲秋之月、日在角。昏牽牛中、旦觜觿中。其日庚辛、其帝少皞、其神蓂收、其蟲毛、其音商、律中南呂、其數九、其味辛、其臭腥、其祀門、祭先肝、盲風至、鴻鴈來、玄鳥歸、羣鳥養羞。鄭玄注に、仲秋とは、日月の壽星に會し、而して斗の酉に建つるの辰なり。南呂とは、大族の生ずる所、三分して一を去る。律の長さ五寸三分寸の一。仲秋の氣至れば、則ち南呂の律應ず。周語に曰く、南呂とは、陽を贊けて物を秀いでせしむ。皆時候を記るすなり。盲風とは、疾風のことで、はげしい風をいふ。玄鳥は燕の異名。歸とは去蟄するを謂ふなり。凡そ鳥は陰陽に隨ふ者にして、中國を以て居と爲さず。羞とは食ふ所を謂ふなり。夏小正に曰く、九月丹鳥は白鳥を羞づ。説に曰く、丹鳥なる者は、丹良を謂ふなり。白鳥なる者は、閩蚘を謂ふなり。其れ之を鳥と謂ふ者は、其の養ふ者を重んずるなり。翼有るを鳥と爲すは、養なる者は、盡くは食なはざるなり。二者は文異にして、羣鳥丹良は、未だ孰れが是なるかを聞かざるなり。

天子居總章大廟、乘戎路、駕白駱、載白旂、衣白衣、服白玉、食麻與犬。其器廉以濫。

鄭玄注に、總章大廟は、西堂の大室に當るなり。

是月也、養衰老、授几杖、行糜粥飲食。乃命司服、具飾衣裳、文繡有恒。制有小大。度有長短。衣服有量。必循其故。冠帶有常。

鄭玄注に、老氣を助くるなり。行は猶ほ賜ふのごときなり。此は祭服を謂ふなり。文は畫を謂ふなり。祭服の制は、衣に畫きて、而して裳に繡（ヌヒモヤウ）す。此は朝燕及び他服を謂ふ。凡そ此に寒益ると爲すなり。詩に云ふ。七月流火。九月授衣。是に於てか之を作るも可なり。衣服を制するに因りて、而して之を作るなり。

乃命有司、申嚴百刑、斬殺必當、毋或枉撓。枉撓不當、反受其殃。

鄭玄注に、申は重なり。當し其の罪を値うを謂ふべし。

是月也、乃命宰祝、循行犧牲、視全具。案芻豢、瞻肥瘠、察物色、必比類、量小大、視長短。皆中度。五者備當、上帝其饗。

鄭玄注に、鳥獸肥充の時に於いて、宜しく羣牲を省りみるべし。宰祝・大宰・大祝は、祭祀の官を主るなり。牛羊を養ふを芻と曰ふ。犬豕を豢と曰ふ。五者は、視る所なり。案ずる所なり。瞻る所なり。察する所なり。量る所を謂ふなり。此れ皆其の正を得れば、則ち上帝之を饗く。上帝之を饗けて、而して神として饗けざるは無きなり。

天子乃難。以達秋氣。

鄭玄注に、此の難は、陽氣を難むなり。陽暑は此に至りて衰えず。害も亦た將に人に及ばんとす。人に及ぶ所以の者は、陽氣左行す。此の月の宿は、昴畢に直る。昴畢も亦た大陵積尸の氣を得。氣佚すれば則ち厲鬼も亦た隨ひて而して出行す。是に於て亦た方相氏に命じて、百隸を帥ゐて而して之を難んず。王居明堂禮に曰く、仲秋九門磔攘、以て陳氣を發し、疾疫を禦止す。

以犬嘗麻、先薦寢廟。

鄭玄注に、麻は始め熟するなり。

是月也、可以築城郭、建都邑、穿竇窖、脩囷倉。

鄭玄注に、民將に入らんとし、物は當に藏すべきと爲すなり。竇窖に穿かんとする者は、地に入り隋（まろく長い形にする）なるを竇と曰ひ、方なるを窖と曰ふ。王居明堂禮に曰く、仲秋九門磔攘し、以て陳氣を發き、疾疫を禦止す。

以犬嘗麻、先薦寢廟。

鄭玄注に、麻始めて熟するなり。

是月也、可以築城郭、建都邑、穿竇窖、脩囷倉。乃命有司、趣民收斂。務畜菜、多積聚。乃勸種麥、毋或失時。其有失時、行罪無疑。

鄭玄注に、民將に入らんとすれば、物當に藏むべきと爲すなり。竇窖を穿かんとする者は、地に入り隋るを竇と曰ひ、方を窖と曰ふ。王居明堂禮に曰く、仲秋に庶民に命じ、畢りて室に入りて曰く、時殺（スミヤカニ）將に至らんとす。其の災を懼れふる母れ。始めて冬に禦るの備へを爲す。麥とは絶に接し乏しきに續ぐの穀なり。尤も之を重んず。

是月也、日夜分、雷始收聲、蟄蟲坏戶。殺氣浸盛、陽氣日衰、水始涸。

鄭玄注に、又時候を記すなり。雷始めて聲を收む。地中に在りて、内物を動かすなり。坏は益なり。蟄蟲は戸を益すは、之を稍小にするを謂ふなり。涸は竭なり。此れ甫めて八月中、雨氣未だ止まず、而して水竭くと云ふは非なり。周語に曰く、辰角見えて、而して雨畢る。天根見えて、而して水涸ると。又曰く、雨畢りて、而して道除かる。水涸れて、而して梁を成す。辰角見えるは九月の末なり。王居明堂禮に曰く、季秋に道を除き梁を致し、以て農に利するなり。

日夜分、則同度、平權衡、正鈞石、角斗甬、是月也、易關市、來商旅、納貨賄、以便民事。四方來集、遠鄉皆至、則財櫃。上無乏用、百事乃遂。凡舉大事、毋逆大數。必順其時、慎因其類。鄭玄注に、關市を易り、其の税を軽くす、民をして之を利せ使む。商旅は賈客なり。匱も亦た乏しきなり。遂は猶ほ成のごときなり。事は土功を興こし、諸侯と合し、兵衆を擧ぐるを謂ふ。季夏之を禁ず。孟秋に始めて征伐す。此の月に城郭を築く。季秋に田獵を教ゆ。是を以て中に於て之が戒を爲す

仲秋行春令、則秋雨不降。

鄭玄注に、卯の氣之に乗ずるなり。卯宿は房心に直たる。心を大火と爲す。

艸木生榮、國乃有恐。

鄭玄注に、陽動に應ずるなり。火訛を以て相相驚く。

行夏令、則其國乃旱、蟄蟲不藏。五穀復生。行冬令、則風災數起。收雷先行、艸木蚤死。

鄭玄注に、牛の氣、之に乗、之に乗ずるなり。子の氣、之に乗ずるなり。北風物を殺す。先は猶ほ蚤のごときなり。冬は閑藏を主どる。寒氣盛なり。

○季秋之月、日在房、昏虞中、旦柳中。其日庚辛、其帝少皞、其神蓐收、其蟲毛、其音商、律中無射。其數九。其味辛。其臭腥。其祀門。祭先肝。鴻鴈來賓、爵入大水爲蛤、鞠有黃華、豺乃

祭獸戮禽。

鄭玄注に、季秋者、日月會於大火、而斗建戌之辰なり。無射者は、夾鍾の生ずる所にして、三分して一を去る。律の長さ四寸六千五百六十一分寸の六千五百二十四、季秋の氣至れば、則ち無射の律應ず。周語に曰く、無射は喆喆（哲）人の令徳を宣布し、小民の軌儀に示す所以。皆時候を記すなり。來賓の其の客止未だ去らざるを言ふなり。大水は海なり。戮は猶ほ殺のごときなり。天子居總章右个、乘戎路、駕白駱、載白旂、衣白衣、服白玉、食麻與犬。其器廉以澹。

鄭玄注に、總章は右个、西堂の北偏。

是月也、申嚴號令、命百官貴賤、無不務內、以會天地之藏、無有宣出。乃命冢宰、農事備收、舉五穀之要、藏帝藉之收於神倉、祇敬必飭。

鄭玄注に、申は重なり。内とは收斂して之を入るを謂ふなり。會は猶ほ聚のごときなり。備は猶ほ盡のごときなり。其の租税の簿を定む。粢盛の委を重んずるなり。帝藉の耕す所は千畝なり。祭祀の穀を藏するを神倉と爲す。祇も亦た敬なり。

是月也、霜始降。則百工休。乃命有司曰、寒氣總至、民力不堪。其皆入室。上丁命樂正、入學習吹。

鄭玄注に、寒くして膠漆（にかわとうるし）の作業も、堅くして好く融合することがうまくできない。總じて猥りに卒るが如し。將に帝を饗せんと爲すなり。春夏は舞を重んじ、秋冬は吹を重んずるなり。

是月也、大饗帝。嘗犧牲告備于天子。合諸侯制、百縣爲來歲、受朔日與諸侯所稅於民、輕重之法、貢職之數、以遠近土地所宜爲度、以給郊廟之事、無有所私。

鄭玄注に、大饗と言ふ者は、遍く五帝を祭るなり。曲禮に曰く、大饗はトに問はず。此を謂ふなり。嘗とは羣神を嘗するを謂ふなり。天子親ら帝を嘗す。有司をして羣神を祭ら使む。禮畢りて而して告ぐ焉。秦は亥を建つるの月を以て歳首と爲す。是に於てか歳終る。諸侯及び鄉遂之官、此の法を受く焉。諸侯の制を合する者は、其の國家宮室、車旗衣服禮儀を定むなり。諸侯は制に合ふと言ひ、百縣は朔日を受くと言ふは、互文なればなり。貢職は天子に入る所を謂ふ。凡そ周の法は、正月和之正歳を以て、而して象魏として縣く。

是月也、天子乃教於田獵、以習五戎、班馬政。命僕及七騶、咸駕載旌旄、授車以級、整設于屏外。司徒搢扑 北面以誓之。

鄭玄注に、田獵に教ふるは、田獵の禮に因りて、民に教ふるに戦法を以てするなり。五戎とは五兵を謂ふ。弓矢・殳・矛・戈・戟を謂ふなり。馬政とは、其の色を齊くし、其の力を度もり、同乗せ使むるなり。校人耳に曰く、凡そ軍事は、馬を物として之を頒つ。僕戎僕及び御夫なり。七騶とは、趣馬を謂ひ、諸官の爲に駕設するを主る者なり。既に之に駕す。又之が爲に旌旗を載す。司馬職に曰く、仲秋に治兵を教ふるは、振旅の陳の如くする。旗物の用を辨ず。王は大常に載す。諸侯は旂に載す。軍吏は旗に載す。師都は旛に載す。郷遂は物を載す。郊野は旄を載す。百官は旗を載すと是なり。級は等次なり。整は正列なり。設は陳なり。屏は田とする所の地にして

門外の蔽なり。衆に誓はするに軍法を以てするなり。

天子乃厲飾、執弓挾矢以獵。命主祠、祭禽于四方。

鄭玄注に、厲飾とは、戎服を謂ふ。威武を尙ぶなり。今月令には獵を射に爲る。獲る所の禽を以て、四方の神に祀るなり。司馬戰に曰く、羅弊とは、禽を致して以て祊に祀る。

是月也、草木黃落。乃伐薪爲炭。蟄蟲咸俯在內。皆墜其戶。乃趣獄刑。毋留有罪。收祿秩之不當。供養之不宜者。

鄭玄注に、木を伐るは必ず殺氣に因るなり。墜とは、之を塗閉するは殺氣を辟くるを謂ふなり。殺氣已に至る。罪有る者は、即決するなり。天氣殺にして而して萬物咸く藏る。以て之を去る可きなり。祿秩の當らざるは、恩の増加する所なり。供養の宜しからざるは、貪嗜する所を欲するが故なり。熊蹯の屬すら常食とするに非ず。

是月也、天子乃以犬嘗稻、先薦寢廟。季秋行夏令、則其國大水。冬藏殃敗、民多飢饉。

鄭玄注に、稻始めて熟するなり。未の氣、之に乗ずるなり。六月の宿は東井に直る。氣は暑雨多し。

行冬令、則國多盜賊、邊竟不寧。土地分裂。行春令、則煖風來至、民氣解惰、師興不居。

鄭玄注に、丑の氣之に乗ずるなり。極陰を外と爲すは、邊竟の象なり。大寒の時、地は隆坼するなり。辰の氣之に乗ずるなり。巽を風と爲す。辰の宿は角に直る。角は兵を主る。居らざれば風行き、休止せざるに象るなり。

○孟冬之月、日在尾、昏危中、旦七星中。其日壬癸 其帝顓頊。其神玄冥。

鄭玄注に、孟冬とは、日月の析木の津に會し、而して斗が亥を建つるの辰なり。壬の言たる任なり。癸の言たる揆なり。日の東北に行き黑道に従ひ、萬物を閉藏す。月之が佐けを爲す。時に萬物下に懷任し、揆然として萌芽す。又因りて以て日名と爲す焉。此の黑精の君は、水官の臣にして、古自り以來、德を著はし功を立つる者なり。顓頊高陽氏なり。玄冥少皞氏の子にして脩と曰ひ、熙と曰ふは、水官爲り。

其蟲介。其音羽。律中應鐘。其數六。其味鹹。其臭朽。其祀行。祭先腎。

鄭玄注に、介は甲なり。物は藏地中を閉す。龜鼈の屬。商を三分して一を去る。以て羽を生ず。羽の數は四十八。水に屬する者は、其の最も清める、物の象を以てなり。冬氣は和すれば、則ち羽聲調ふ。樂記に曰く、羽亂るれば則ち危し。其財匱し。孟冬に氣至れば、則ち應鐘の律應ず。應鐘とは、姑洗の生ずる所、三分して一を去る。律の長さ四寸二十七分寸之二十。周語に曰く、應鐘は利器の用を均しくし、復に應ぜ俾む。水の生數一、成數六、但だ六を言ふ者、も亦其の成數を擧ぐ。水の臭味なり。凡そ鹹朽なる者は皆屬す焉。氣有るが若く無きが若くなるを朽と爲す。冬陰にして水よりも盛寒なるを之を行に祀るとき辟除の類に従ふなり。之を祀るに先づ腎を祭る者は、陰位は下に在り、腎も亦た下に在れば、腎を尊しと爲すなり。行の廟門外の西に在り、輶壤を爲すに、厚さ二寸、廣さ五尺、輪四尺、行を祀るの禮は、北面に主を輶の上に設く。乃ち腎及び脾を制し俎を爲り、主の南に奠す。又盛を俎の東に設け肉を祭る。腎一、脾再、其の

他は皆門を祀るの禮の如くす。

○水始氷地始凍、雉入大水爲蜃、虹藏不見。天子居玄堂左个、乘玄路、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉、食黍與彘。其器閔以奄。

鄭玄注に、皆時候を記すなり。大水淮（河南省内の川の名）大蛤を蜃と曰ふ。

天子居玄堂左个、乘玄路、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉、食黍與彘。其器閔以奄。

鄭玄注に、玄堂左个は、大寢北堂の西に偏る。鐵驪色にして鐵の如し。黍秀舒散にして火に屬す。寒時之を食ふも亦た以て性を安んずるなり。彘は水畜なり。器閔にして以て奄す。物閉藏に象るなり。今月令に曰く、軫路に乘じ、當に袷と爲すべきに似たり。字の誤りなり。

是月也、以立冬、先立冬三日、大史謁之天子曰、某日立冬、盛德在水。天子乃齊。立冬之日、天子親帥三公九卿大夫、以迎冬於北郊、還反賞死事、恤孤寡。是月也、命大鸞龜莢占兆。審卦吉凶。是月也、察阿黨、則罪無有掩蔽。

鄭玄注に、謁は告なり。冬を迎ふる者は、黑帝叶光紀を北郊の兆に祭るなり。事に死すとは、國事を以て死する者を謂ふ。公叔禺人・顔涿聚の若き者なり。孤寡其の妻子なり。惠を以て之に賜ふ。大功もて賞を加ふる有り。莢は蓍なり。占兆は龜の繇文なり。周禮龜人に、上春に龜を鸞にすとは、寅を建つるの月を謂ふなり。秦は其の歳首を以て太史を使して龜莢を鸞し、周禮と異なる矣。卦吉凶は易しを謂ふ。審らかに之を審省せよ。而るに筮を鸞らず、筮の短は兆より賤しきなり。今月令に、鸞祠を曰ふ。祠は衍字。

是月也、察阿黨、則罪無有掩蔽。是月也、天子始裘。命有司日、天氣上騰、地氣下降、天地不通、閉塞而成冬。命百官、謹蓋藏、命司徒、循行積聚、無有不斂。

鄭玄注に、阿黨とは、治獄吏が私恩を以て、曲撓して相爲すを謂ふなり。九月衣を授く。此に至りて以て裘を加ふ可し。有司をして閉藏の氣を助け使む。門戸閉す可く之を閉す。窻牖塞ぐ可く之を塞ぐ。府庫囷倉に物を藏する有る者を謂ふ。芻禾薪蒸の屬を謂ふ。

坏城郭、戒門閭、脩鍵閑、慎管籥、固封疆、備邊竟、完要塞、謹關梁、塞徭徑。

鄭玄注に、坏は益なり。鍵は牡なり。閑は牝なり。管籥は鍵を搏くの器なり。封疆を固くすとは、有子をして其の溝樹及び其の衆庶の守法を固く修め使むるを謂ふ。要塞邊城要害の處なり。梁は橋の横なり。徭徑は禽獸の横なり。今月令に疆は或は璽に爲る。

飭喪紀、辨衣裳、審棺槨之薄厚。塋丘壟之大小高卑厚薄之度、貴賤之等級。是月也、命工師、效功、陳祭器、案度程、毋或作爲淫巧、以蕩上心、必功致爲上。

鄭玄注に、此も亦閉藏の具にして、時に順ひて之を飭正するなり。衣裳を辨ずとは、襲斂尊卑の用ふる所を謂ふなり。用ふる所は又多少有り。霜降りて而して百工休す。此に至りて物皆成るなり。工師工官の長なり。功を效し百工が作る所の器物を録見するなり。祭器を主る。祭器は尊し。度は制する大小を謂ふなり。程とは器の容るる所を謂ふなり。淫巧とは奢僞怪好を謂ふなり。蕩とは搖動して其の奢淫を生ずるを謂ふ。

物勒工名、以考其誠。功有不當、必行其罪、以窮其情。是月也、大飲烝。

鄭玄注に、勅は刻なり。工の姓名を其の器に刻し、以て其の信を察し、其の功致ならざるを知る。功の當らざる有れば、材の美を取り而して器の堅ならざるなり。十月農功畢り、天子諸侯、其の羣臣と大學に飲酒す。以て齒位を正す。之を大飲と謂ふ。之を他に別つ。其禮亡ぶ。今天子燕禮を以てす。郡國は鄉飲酒禮を以て之に代ふ。燕とは牲體有りて俎を爲るを謂ふなり。黨正職に曰く、國は鬼神を索めて而して祭祀す。則ち禮を以て民に屬し、而して序に飲酒し、以て齒位を正す。も亦た此の時を謂ふなり。詩に云ふ、十月場に滌ふ。朋酒斯に饗す。曰く羔羊を殺す。彼の公堂に躋り、彼の兕觥と稱す。福を受ること疆り無し。是大飲を頌するの詩。

天子乃祈來年于天宗、大割祠于公社及門閭、臘先祖五祀。勞農以休息之。天子乃命將帥、講武、習射御、角力。

鄭玄注に、仲冬に將に大閱せんと爲し、之を簡習す。亦た營室が武士を主るに因るなり。凡そ田の禮は、唯狩を最も備はる。夏小正に十一月王狩す。

是月也、乃命水虞・漁師、收水泉池澤之賦。毋或敢侵削衆庶兆民、以爲天子取怨于下。其有若此者、行罪無赦。

鄭玄注に、盛德の水に在るに因るも亦た其の税を收む。

孟冬行春令、則凍閉不密。地氣上泄、民多流亡。行夏令、則國多暴風、方冬不寒、蟄蟲復出。行秋令、則雪霜不時。小兵時起、土地侵削。

鄭玄注に、寅の氣之に乗ずるなり。蟄蟲動くに象る。巳の氣之に乗ずるなり。立夏に巽事を用ふるに、巽風を爲す。申の氣之に乗ず。申は陰氣にして尙微にして、申宿は參伐に直る。參伐は兵を爲す。

○仲冬之月、日在斗。昏東辟中、旦軫中。其日壬癸。其帝顓頊。其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中黃鐘。其數六。其味鹵。其臭朽。其祀行。祭先賢。水益壯、地始坼、鶡旦不鳴。虎始交。鄭玄注に、仲冬は、日月の星紀に會し、而して斗に子を建つるの辰なり。黃鐘とは律の始なり。長さ九寸、仲冬の氣至れば、則ち黃鐘の律應ず。周語に曰く、黃鐘は六氣の九德を宣養する所以。皆時候を記すなり。鶡は旦に旦を求むるの鳥なり。交は猶ほ合のごときなり。

天子居玄堂大廟、乘玄路、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉、食黍與稷。其器閔以菴。飭死事。命有司曰、土事毋作。慎毋發蓋。毋登室屋、及起大衆、以固而閉。地氣沮泄。是謂發天地之房。諸蟄則死、民必疾疫。又隨以喪。命之日暢月。

鄭玄注に、玄堂大廟、北堂は大室に當つ。軍士を飭しむは、戦い必ず死志有り。而は猶ほ女のごときなり。暢は猶ほ充のごときなり。大陰に事を用ふるは、尤も閉藏を重んず。

是月也、命奄尹、申宮令、審門閭、謹房室、必重閉、省婦事、毋得淫、雖有貴戚近習、毋有不禁。乃命大酋、秣稻必齊、麴蘖必時、湛熾必絜、水泉必香、陶器必良、火齊必得。兼用六物。大酋監之。毋有差貸。

鄭玄注に、奄尹は領奄豎の官を主る者なり。周に於ては則ち内を爲む。王の内政を治むるを掌る。宮令は出入及び開閉の屬を譏る。重く閉づは外内の閉なり。婦事を省くは、陰類を靜にする

所以なり。淫とは女功奢僞怪好物を謂ふなり。貴戚とは姑姊妹の屬を謂ふ。近習は天子の親幸する所の者なり。酒孰れを酋と曰ふ。大酋なる者とは、酒官の長なり。周に於いては則ち酒人と爲る。秬稻は必ず齊ふとは、孰成を謂ふなり。湛は漬なり。熾は炊なり。火齊腥孰の調なり。物は猶ほ事のごときなり。差貸は失誤して善有り惡有るを謂ふなり。古者は稻を穫りて而して米麴を漬け、春に至りて酒を爲る。詩に云ふ、十月稻を穫り此の春酒を爲り、以て眉壽を介す。

天子命有司、祈祀四海大川名源、淵澤井泉。是月也、農有不收藏積聚者。馬牛畜獸、有放佚者、取之不詰。山林藪澤、有能取蔬食、田獵禽獸者、野虞教道之。其有相侵奪者、罪之不赦。鄭玄注に、此れ收斂の尤も急の時、人取る者有るも罪せず。其の主を警懼する所以なり。王居明堂禮に曰く、孟冬の月、農に命じて畢り積聚す。牧の牛馬を繋ぐ。野物を收斂に務むるなり。大澤を藪と曰ふ。艸木の實を蔬食と爲す。

是月也、日短至。陰陽爭、諸生蕩。君子齊戒、處必掩身。身欲寧。去聲色、禁嗜慾、安形性、事欲靜、以待陰陽之所定。芸始生、荔挺出、蚯蚓結、麋角解、水泉動。日短至、則伐木取竹箭。鄭玄注に、爭ふとは、陰方に盛んにして、陽起らんと欲するなり。蕩とは物動いて將に萌芽せんとするを謂ふなり。寧は安なり。聲とは樂を謂ふなり。易及び樂春秋說に云ふ、冬至には人主と羣臣とが八能の士に従ひ、樂を作すこと五日、此に聲色を去るを言ふ。又相反す。又時候を記すなり。芸は香艸なり。荔挺は馬薹なり。水泉動き、潤上行す。此れ其の堅成の極時なり。

是月也、可以罷官之無事者、去器之無用者。塗闕廷門閭、築囿圉。此所以助天地之閉藏也。仲冬行夏令、則其國乃旱、氛霧冥冥。雷乃發聲。行秋令、則天時雨汁、瓜瓠不成。國有大兵。行春令、則蝗蟲爲敗、水泉咸竭、民多疥癘。

鄭玄注に、先時權の建作する所の者を謂ふなり。天地閉藏す。而して萬物休す。以て之を去る可し。時氣に順ふなり。午の氣、之に乗ずるなり。霜露の氣、散じ相亂るるなり。震氣動くなり。午は震に屬す。酉の氣、之に乗ずるなり。酉宿は昴畢に直る。畢は雨を好む。雨汁なる者は水雪の雜り下るなり。子宿は虞危に直る。虞危内に瓜瓠有り。兵も亦た軍の氣なり。蟄に當る者出づ。卯の氣、之に乗ずるなり。大火を早と爲す。疥癘の病は孚甲の象なり。

○季冬之月、日在婺女、昏婁中、旦氐中。其日壬癸。其帝顓頊。其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中大呂。其數六。其味鹹。其臭朽。其祀行。祭先賢。鴈北鄉、鵲始巢、雉雊雞乳。鄭玄注に、季冬とは、日月の玄枵に會し、而して斗の丑に建つるの辰なり。大呂なる者は蕤賓の生ずる所なり。三分して一を益す。律の長さ八寸二百四十三分之百四。季冬の氣至れば、則ち大呂の律應ず。周語に曰く、大呂は陽を助け物を宣しくす。皆時候を記すなり。雊は雉の鳴くなり。詩に云ふ、雉の朝雊は尙其の雌を求む。

天子居玄堂右个、乘玄路、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉、食黍與稷。其器閔以菴。命有司大難、旁磔、出土牛、以送寒氣。征鳥厲疾。乃畢山川之祀、及帝之大臣、天之神祇。

鄭玄注に、玄堂右个は、北堂の東偏なり。此の難は陰氣を難ひす。陰を難ひするは此に始まる者なり。陰氣は右行す。此の月の中、日は虞危を歷。虞危は墳墓四司の氣有り。厲鬼將に強陰に隨

ひて出で、人に害せんとすと爲すなり。旁ら磔は四方の門に於て磔するなり。出は猶ほ作のごときなり。土牛を作る者は、丑を牛に爲り、牛は牽止す可き者なり。送猶ほ畢るのごときなり。殺氣は當に極とすべきなり。征鳥は題肩なり。齊人は之を撃征と謂ひ、或は名づけて鷹と曰ふ。仲春に化して鳩と爲す。四時の功成る。冬の孟月に於て、其の宗を祭る。此に至りて以て其の佐を祭る可し。帝の大臣、句芒の屬、天の神祇、司中・司命・風師・雨師の屬。

是月也、命漁師始漁。天子親往、乃嘗魚。薦寢廟。氷方盛、水澤腹堅。命取水。氷以入。令告民。出五種。命農計耦耕事、脩耒耜、具田器。命樂師、大合吹而罷。乃命四監、收秩薪柴、以共郊廟及百祀之薪燎。

鄭玄注に、天子必ず親ら往いて漁を視る。漁は常事に非ずして之を重んずを明らかにするなり。此の時魚は絜美なり。腹は厚なり。此の月日は北陸に在り。氷堅厚の時なり。北陸は虚を謂ふなり。今月令には堅無し。氷既に入りて、而して田官民に告げて五種を出ださ令む。大寒氣過ぎて、農事將に起らんとするを明らかにするなり。耒は耒の屬なり。廣さ五寸。田器鉏耨の屬。歲將に終らんとす。族人と大飲す。樂を大寢に作し、以て恩を綴るなり。罷と言ふ者は、此は禮樂を族人に用ひて最も盛んにして、後年若かりし時、乃ち復然るなり。凡そ樂を用ひるときは、必ず禮有り。禮を用ひるときは、則ち樂を用ひざる者有り。王居明堂禮に、季冬に國に命じて酒を爲り、以て三族を合す。君子説び小人楽しむ。四監は山林川澤を主る官なり。大なる者は析つ可し。之を薪と謂ふ。小なる者は合束す。之を柴と謂ふ。薪は炊爨を施し、柴以て燎を給す。春秋傳に曰く、其の父は薪を析つ。今月令には、及び百祀の薪燎は無し。

是月也、日窮于次、月窮于紀、星回于天、數將幾終。歲且更始。專而農民、毋有所使。天子乃與公卿大夫、共飭國典、論時令、以待來歲之宜。乃命太史、次諸侯之列、賦之犧牲、以共皇天上帝社稷之饗。

鄭玄注に、言ふ心は、日月星辰の運行は、此の月に于て皆故處に周匝するなり。次は舍なり。紀は會なり。而は猶ほ女のごときなり。言ふ心は、女農民の心を專一にして、之をして豫め耕稼の事に志し有ら令む。徭役す可からず。之に徭役せしむれば、則ち志散じ業を失ふ。國典を飭しむ者は、六典の法に和ふ。周禮に正月を以て之を爲めよ。寅を建てて之を縣く。今此の月を用ふれば、則ち夏殷に因る所なり。此れ諸侯と共にする所なり。列國に大小有るなり。犧牲に賦すれば、大なる者の出づるを多くし、小なる者の出づるを少なくす。饗は獻なり。

乃命同姓之邦、共寢廟之芻豢。命宰、歷卿大夫至庶民、土田之數、而賦犧牲、以共山林名川之祀。

鄭玄注に、此れ同姓と共にする所以なり。芻豢は猶ほ犧牲のごときなり。此れ卿大夫庶民と共にする所の者なり。歷は猶ほ次のごときなり。卿大夫の采地も亦大小有り。其の采地に非れば、其の邑の民の多少を以て之を賦す。凡在天下九州之民者、無不咸獻其方、以共皇天上帝、社稷寢廟、山林名川之祀。季冬行秋令、則白雨蚤降、介蟲爲妖。四鄙入保。行春令、則胎夭多傷、國多固疾。命之日逆。行夏令、則水潦敗國、時雪不降、氷凍消釋。

鄭玄注に、民は神の福に非ざれば生ぜず。其の邦國の采地有りと雖も、此の賦要は民由り出づ。戌の氣、之に乗ずるなり。九月初め尙白露有り。月中乃ち霜を爲す。丑を鼈蟹と爲す。兵を畏れ寒を辟くの象。辰の氣之に乗ずるなり。天少長なり。此の月の物甫めて萌牙す。季春は乃ち句なる者畢く出づ。萌なる者盡く達す。胎夭傷くこと多き者は生氣早く至る。其の性を充さず。生は性を允ず。久病有り。衆害此れより大なるは莫し。未の氣之に乗ずるなり。季夏に大雨時に行る。

結 語

以上が禮記四十九篇中、卷六月令經注の全文である。The Asia 大陸 a Continent に黄河・揚子江の二大河を領有し、大古に在って、河套人文化・山頂洞人的文化と稱する遠古の傳統以來、古代中國漢民族が築いた文化への堅實な歩みには、筆舌も及ばない驚喜がある。石器時代を體驗した漢民族独自の文明への歩みの中で、堯舜、夏殷周へと新たな展開がある。自ら漢文字を發明して貴重な文化へと大きく足跡を印している。先秦に於けるが如き、自然科學と天道的所謂天人感應的體驗が、月令的な自然音律學的深い洞察に因つて、月令的世界觀的進歩へと成長を遂げている。東アジアの大陸的文化農業國家への形成が見られる。それがやがて禮經的文化秩序を招している。所謂月令的天人相觀の天帝及び天子と諸侯大夫と庶民とに依る秩序大系が月令的世界觀を招來したのである。

2005年17、9、29、92歳の自筆による。

(2005年9月30日受理)